

令和3年第1回臨時市議会議案

岸和田市

## 令和3年第1回臨時市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第2号	専決処分の報告について	P. 1
議案第41号	専決処分の承認を求めるについて (岸和田市市税条例の一部改正について)	P. 5
議案第42号	専決処分の承認を求めるについて (令和3年度岸和田市一般会計補正予算(第2号))	P. 15
議案第43号	監査委員選任につき同意を求めるについて	別途送付

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和3年5月17日提出

岸和田市長 永野耕平

## 専決処分第3号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年3月26日処分

岸和田市長 永野耕平

### 記

損害賠償の発生原因	金額
市内中学校で発生した事故の対応	1,500,000円 (解決金)

議案第41号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年5月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第4号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第54条第3項」を加える。

第26条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第54条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第86条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第16条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第17条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から

令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第19条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第38条において「平成30年改正法」という。）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第38条において「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第21条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について岸和田市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）による改正前の岸和田市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第22条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第26条中「同条第1項」を「附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第28条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第30条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年



度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第30条の2及び第30条の3中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第30条の4及び第30条の5中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第31条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第34条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第34条の2中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第37条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第38条中「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第38条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第38条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第38条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限

り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第87条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第87条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第87条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第39条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第51条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の岸和田市市税条例（次項において「旧条例」という。）第26条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第26条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第26条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第42号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年5月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 専決処分第5号

### 令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度岸和田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,163,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月12日処分

岸和田市長 永野 耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		19,028,845	203,783	19,232,628
	02 国庫補助金	2,381,823	203,783	2,585,606
歳入合計		78,960,086	203,783	79,163,869

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		39,483,050	203,783	39,686,833
	02 児童福祉費	13,103,564	203,783	13,307,347
歳 出 合 計		78,960,086	203,783	79,163,869

各會計事項別明細書



一 般 会 計

# 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,028,845	203,783	19,232,628
歳入合計	78,960,086	203,783	79,163,869

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	39,483,050	203,783	39,686,833
歳出合計	78,960,086	203,783	79,163,869

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
203,783	0	0	0	0
203,783	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,028,845	203,783	19,232,628
02 国庫補助金	2,381,823	203,783	2,585,606
02 民生費国庫補助金	647,021	203,783	850,804

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
02 児童福祉費補助金	203,783	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業費補助金 203,783 (子ども家庭課)

### 3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	39,483,050	203,783	39,686,833	203,783	0	0	0
02 児童福祉費	13,103,564	203,783	13,307,347	203,783	0	0	0
03 母子福祉費	1,263,331	203,783	1,467,114	203,783	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
03 職員手当等	834	120900		03 職員手当等	834
				超過勤務手当	834
10 需用費	150		203,783	10 需用費	150
				消耗品費	100
11 役務費	1,999			印刷製本費	50
				11 役務費	1,999
12 委託料	1,650			通信運搬費	603
				手数料	1,396
18 負担金、補助 及び交付金	199,150			12 委託料	1,650
				システム管理・開発委託料	1,650
				18 負担金、補助及び交付金	199,150
				補助金	199,150



1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,340	人 1	人 51	人 (1,517)	千円 1,445,107	千円 5,111,518	千円 4,034,427	千円 10,591,052	千円 1,911,976	千円 12,503,028	
補 正 前	1,340	1	51	(1,517)	1,445,107	5,111,518	4,033,593	10,590,218	1,911,976	12,502,194	
比 較	0	0	0	0	0	0	834	834	0	834	

( ) 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
		補 正 後
	補 正 前	308,603
	比 較	834

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,340	人 1	人 51	千円	千円 5,111,518	千円 3,820,324	千円 8,931,842	千円 1,731,149	千円 10,662,991	
補 正 前	1,340	1	51		5,111,518	3,819,490	8,931,008	1,731,149	10,662,157	
比 較	0	0	0		0	834	834	0	834	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 当 手
	補 正 後	千円 309,437
	補 正 前	308,603
	比 較	834

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	千円 834	1  その他の増減分	千円 834	超過勤務手当 千円 834	